**FC リライズクラブ規約**

第 1 条 【名称および所在地】

本クラブは「FC リライズ」と称する。 事務局を長崎県西彼杵郡長与町におく。

第 2 条 【目的】

本クラブは、サッカーを通じて子供たちの人間力の向上を目指す。また、サッカー活 動を通じて長崎県の活性化に貢献することを目的とする。

第 3 条 【入団資格】

１．本クラブの趣旨に賛同し、本規約を厳守できる者。 2. 代表者が入団を認めた者。

第 4 条 【会費】

１．入会金 本クラブに入会したとき、入会金を納入しなければならない。金額及び納入方法は、別途定めることとする。

２．年会費 4 月 1 日から 3 月 31 日までを事業年度とし、毎年度、年会費を納入し なければならない。金額および納入方法は、別途定めることとする。

３．月会費 毎年 4 月から翌年 3 月までの 12 ヶ月間、月会費を納入しなければなら ない。金額および納入方法は、別途定めることとする。

４．その他 遠征・合宿費、クラブ指定の物品購入代金等は実費負担とする。

５．一旦納入された上記の費用は、理由の如何を問わず返金しない。

第 5 条 【退会】

クラブ員と保護者双方から退会の申し出があり、所定の届けを提出した後、代表者の 許可を得た場合、退会を認める。退会の届け出は退会希望日の 30 日以上前に 行うこととする。

第 6 条 【休会】

クラブ員と保護者双方から休会の申し出があり、所定の届けを提出した後代表者の許 可を得た場合、休会を認める。休会期間中の月会費の金額は、別途定めることとする。

第 7 条 【除名】

クラブ員および保護者が、次の事項に該当する場合、除名することができる。

１．本規約に違反したとき。

２．本クラブの名誉と品格を著しく損なう言動があったとき。

３．本クラブ内で共有する情報および個人情報等を漏洩したとき。

４．会費の滞納および納入の意思がないとみなしたとき。

第 8 条 【保険】

本クラブ員は「スポーツ安全保険」に加入する。手続きは本クラブが行い、費用は年 会費に含まれる。クラブ活動中および移動に際する事故等に対しての補償は、加入す る保険約定の通りとする。また、事故等について、クラブ及び関係者は一切の責任を 負わないものとする。

第 9 条 【免責事項】

当クラブでは事故のないよう万全の注意を払うが、練習中・移動中における事故による障害については、スポーツ安全保険の適用範囲内として、それ以上の補償は負わないものとす

る。

当クラブ内の規則、指導者の指示に従わず起きた事故・盗難については賠償しない。

第 10 条 【個人情報】

クラブ会員の個人情報は、運営およびクラブ発展のため必要な範囲に限り利用できるも のとする。本クラブ活動中に記録された撮影物等に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとし、本クラブはそれを広報活動に使用することができる。

第 11 条 【規約改正】

本クラブは、必要に応じ随時本規約を改正することができる。また、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

附則 この規約は、2022年 4 月 1 日から施行する。

**別表：年会費・月額費**

|  | 年会費 | 月会費 |
| --- | --- | --- |
| FC リライズ | 10000 | 6500 |

（年会費について）

(１) 日本サッカー協会（チーム及び選手登録料） 各種大会の 参加費、スポーツ保険料、練習に必要な備品や薬品の購入費、またチーム運営費に充てる。

(２)年会費は１０,０００円とする。

（月会費）

（1）納入日は毎月末とする。

（2）納入方法はクラブが用意する会費袋で納入する。

（3）クラブを退会する場合、その月まで納入する。

（4）兄弟で会員になる場合、一人目は通常通り、二人目以降は月会費を減額致します。

　※2人目1500円割引・3人目2000円割引

ただし年会費は一律一万円とする。

(５)中学３年生の場合、10月以降受験等により引退する場合や勉強に集中する場合には減額致します。